



みくには
ハートに愛

令和8・9年度 県と市村町の『物品役務』入札参加資格申請が10月1日より受付になります。詳細はぐんま電子入札共同システム <https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/index.html> をご確認ください。参加希望で代行申請をされる事業所様は弊社までご連絡下さい。

2025年9月1日発行
連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号
電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393
URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



令和7年度地域別最低賃金が改定されます。
(※令和7年9月1日現在の情報です。)

◆令和7年度の地域別最低賃金額改定の目安について 答申が取りまとめられ、公表されました

- ・改定額の全国加重平均額は1,118円(昨年度1,055円)
- ・全国加重平均額63円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額。
- ・今年度は、目安通りに引上げが行われれば、全ての都道府県で最低賃金が1,000円を超えることになります。
- ・令和7年8月26日、群馬労働局の発表によりますと、群馬県は大幅な引上げ額に鑑み、一定の準備期間が必要であると考え、発効日を令和8年3月1日とすることが適当であると判断したとのこと。例年とは発効年月日が異なりますので、注意が必要です。

◆令和7年度地域別最低賃金額・発効予定年月日 (※令和7年9月1日現在の情報)

都道府県	最低賃金 時間額	引上げ額	発効予定 年月日
山形	令和7年9月1日現在未決定		
茨城	1,074円	69円	R7.10.12
栃木	1,068円	64円	R7.10.1
群馬	1,063円	78円	R8.3.1
埼玉	1,141円	63円	R7.11.1
千葉	1,140円	64円	R7.10.3
東京	1,226円	63円	R7.10.3
神奈川	1,225円	63円	R7.10.4

◆「最低賃金制度」とは？

- ・最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。都道府県別に最低賃金が定められ、この地域別最低賃金以上の賃金を支払わない場合、罰則が科せられます。

◆適用される対象者は？

- ・最低賃金は、雇用形態に関係なく、すべての労働者に適用されます。なお、例外的に「最低賃金の減額の特例許可制度」において、精神又は身体の障害によって一般の労働者より著しく労働能力が低いなど特定の労働者については使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件に個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

◆対象となる賃金は？

- ・労働者に支払われる賃金のうち、最低賃金の対象となるのは毎月支払われる基本的な賃金です。残業代、精皆勤手当、通勤手当やボーナスは含まれません。

◆最低賃金のチェック方法は？

- 日給や週給、月給制などの場合は、対象賃金額を時間額に換算し、適用される最低賃金額と比較します。

◆自社賃金の確認を

- 各企業においては、今一度自社の賃金の確認を行いましょう。なお、給与制度や給与規程等を変更する際には手続き・届出が必要となります。ご検討の際には弊社までご相談ください。